

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

26

薬傷(火傷)

飛散した硫酸は無防備の顔へと……

設備工事を業とするT社(労働者数8人)で働くAさん(40歳)は配管工として約3年になり、今日も元気にD社の工事現場に到着した。

○労働災害発生状況

T社は、現在、元請S社の下請としてD社の製造プラント設備の新設・更新等の工事をしている。

さて、到着したAさんは同僚で先輩のB、Cさんと3人で、製造プラントの付属装置の交換作業を行った。この装置はバルブアクリチュエーターと呼ばれるもので、硫酸タンクからポンプで送る配管のその先、途中に設けてあり、バルブ(弁体)の開閉を自動的に駆動操作するもの。作業は、老朽化したこのアクリチュエーターをバルブ本体から取り外して交換する。これまで何度も経験のあるAさんは、先輩で作業指揮者のBさんと一緒に化學火傷(薬傷)を負い、休業1カ月余となつたのである。

○発生原因と対策

A、Bさんは、現状からみてあと少しで外れそうであるとの思いから、工具でアダプターを、両手でアクチュエーターを持ちつつ声をかけながら力を込めて強引に無理取り外しが困難となつた。しかし、

A、Bさんは、現状からみてあと少しで外れそうであるとの思いから、工具でアダプターを、両手でアクチュエーターを持ちつつ声をかけながら力を込めて強引に無理取り外していたところ、アダプターがボロッと外れ、同時にバルブ内のグランドパッキン(液漏れを防ぐシール材)弁の作動用往復棒との隙間をシールする)も外れてしまつた。その瞬間、バルブ本体内に圧力をもち残留していた濃硫酸が噴出飛散した。この突然の飛散を受けたAさんは、顔や首に化

クチュエーターとを接続するアダプター(ナット形式で締めつけるもの)を工具で緩めて外すもので、簡単に終了するつもりであつた。ところが、使用環境の故か鋸がひどく、アダプターが固着していて



つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

つまり、本例の如き設備について修理等を行う場合には、付属設備を含めてさまざまな危険が潜むままに作業したこと。

一方、D社は当該設備の管理権原を有するものとして、設備に係る危険性・有害性の調査を実施し、結果をS社(T社を含む)に提供することや、災害防止のための必要な指導が不十分であつたといわざるをえない。重層下請構造の下で工事等が行われる状況では、危険性または有害性の調査(リスクアセスメントという)を非定常作業においても行い、この調査結果を提供し、作業時のリスク排除・低減が行われるようである。

事業者は、原材料、ガス、蒸気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

※労働安全衛生法第22条

事業者は、原材料、ガス、蒸気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

02号)、化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの改正について(平成20年2月28日、基発第0228001号)

(ア)特定化学設備を所有等している発注者と施工事業者との連携及び協力

(イ)特定化学設備を所有等している発注者において配慮すべき事項(ウ)施工事業者において留意すべき事項

II 詳細は通達にて!!

危険・有害性の大きい硫酸等が噴出飛散して悲惨なことにならぬよう、リスクアセスメントを実施し、措置を万全にしよう!(Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長)